

ニュースレポート

令和7年7月14日

報道機関各位

赤穂市市民課

タイトル 市民課窓口における第三者への住民票交付について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	市民課窓口における第三者への住民票交付について
日時	令和7年5月22日
場所・住所	赤穂市役所市民課窓口
趣旨・目的（PRしたいこと） 市民課窓口において、本人になりすました第三者に住民票を交付した可能性がある事案が発生しましたのでお知らせします。	
問い合わせ先	部課係名：市民部市民課戸籍係 担当者名：近藤 電 話：0791-43-6819 内線（ 2161 ） F A X：0791-43-6891

○添付資料（☒・無） ○ホームページへの掲載（☒・無） ○議会報告（☒・無）

令和7年7月14日
赤穂市市民課

市民課窓口における第三者への住民票交付について

市民課窓口において、本人になりすました第三者に住民票を交付した可能性がある事案が発生しました。

今後このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

1 事案の概要

令和7年6月25日にA氏から電話で、同年4月30日に運転免許証等が入った財布を落とし、その後、身に覚えのない消費者金融との取引が判明したとの申し出があり、当該取引に利用された住民票が発行された経緯について問い合わせがありました。

住民票の発行履歴から、同年5月22日に窓口で本人申請により住民票が交付されていることが確認されました。その際の本人確認は、運転免許証で行っていました。

2 対応

7月6日にA氏を訪問し、住民票が交付された経緯について説明するとともに謝罪しました。

3 再発防止

窓口における本人確認については、顔写真付きの本人確認書類をはじめ、提示された書類を厳格に確認してまいります。

以 上